

居宅介護支援重要事項説明書  
 <令和7年4月1日現在>

1 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	特定非営利活動（NPO）法人 あやの里
代表者名	理事長 岡元 奈央
法人所在地・連絡先	(住所) 熊本市東区山ノ内二丁目1-14 (電話) 096-360-3511 (FAX) 096-360-3628

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所

事業所名	あやの里居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(住所) 熊本市東区山ノ内二丁目1-4 (電話) 096-360-6320 (FAX) 096-360-3628
事業所番号	4370102578
管理者の氏名	原 裕子

1. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務内容
		常勤(人) ( )兼務	非常勤 (人)		
管理者	1	常勤・兼務			管理者
介護支援専門員	2	常勤専従			ケアマネジャー

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市および近郊
---------	----------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。（但し、交通費としてキロ当たり37円を徴収させていただきます）

4. 営業日

営業日	営業時間
平日	9:00～17:00 (8:30～17:30)

営業しない日	土、日、祝祭日及び12月28日から翌年1月4日まで
--------	---------------------------

※24時間常時連絡体制を整備しています。営業時間外でもNPO法人あやの里(096) 360-3511にご連絡ください。担当介護支援専門員より折り返し連絡します。

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務

4 費用

1. 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので

自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

① 介護支援専門員取扱件数44件未満の場合

要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円

② 介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合

要介護1・2 5,440円 要介護3・4・5 7,040円

③ 介護支援専門員取扱件数60件以上場合

要介護1・2 3,260円 要介護3・4・5 4,220円

○又、以下の加算要件を満たす場合には、項目ごとの加算適用となります。

初回加算 1ヶ月につき 3,000円

特定事業所医療介護連携加算 1ヶ月につき 1,250円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,500円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,000円

退院・退所加算 (I) イ入院または入所期間中1回を限度に4,500円

退院・退所加算 (I) ロ入院または入所期間中1回を限度に6,000円

退院・退所加算 (II) イ入院または入所期間中1回を限度に6,000円

退院・退所加算 (II) ロ入院または入所期間中1回を限度に7,500円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中1回を限度に9,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算 月2回限度 2,000円

ターミナルケアマネジメント加算	1ヶ月につき	4,000円
通院時情報連携加算	1ヶ月につき	500円
特定事業所加算 (I)	1ヶ月につき	5,190円
特定事業所加算 (II)	1ヶ月につき	4,210円
特定事業所加算 (III)	1ヶ月につき	3,230円
特定事業所加算 (A)	1ヶ月につき	1,140円

## 5 事故発生時の対応

- ① 本事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ② 本事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

## 6 事業の目的

1. 高齢者福祉のあり方を大きく変える介護保険制度下において、要介護者の人権や尊厳を尊重し、自立や生活の質を高めるよう最善の支援を行う。
2. 運営方針
  - ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
  - ② 利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適正な保険、医療、福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に、提供されるように配慮して行う。
  - ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特定のサービス事業所に不当に偏ることが無いよう公正中立に行う。
3. その他
  - ① 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等へは担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝え下さい。
  - ② 公平中立の観点から、年2回を目途に当居宅介護支援事業所において前6ヶ月間に作成したケアプランに計画され、提供されたサービス（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）の割合、同一事業所において提供された割合を公表致します。
  - ③ 身体拘束等の適正化を推進する取り組みとして、指針に則り適正化のための

対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催します。

- ④ 高齢者虐待防止の推進する取り組みとして、虐待防止のための担当者を設置、及び対策を検討する委員会を設け、定期的な研修を開催します。

事項	内容
アセスメント（評価）の方法 及び事後評価	ガイドライン等の方式により、お客様の直面している課題等を評価・分析し、説明同意を得た上で、ケアプランを作成します。また、ケアプランに沿ったサービス実施の中で、経過、達成状況等を評価し、個人に即応した最善のサービスを提供します。
職員等研修	月1回以上

## 7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 原 裕子 ご利用時間 8：30～17：15 利用方法 電話（096-360-6320）
外部苦情申し立て機関	面接（当事業所相談室） 熊本市介護保険課 介護事業指導室 電話（096-328-2793） 熊本県国民健康保険団体連合会 電話（096-214-1101）

## 8 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は（氏名 ）ですが、やむを得ない事由で変更する場合がありますが、ご了承ください。

また利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」

に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める
- ・当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求める

## 9 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援

専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。また、利用者の状態が安定し、本人、家族の同意を得られる場合は、テレビ電話等その他通信機器を活用したモニタリングを行う場合があります。（要介護→1回／2月：最低）

#### 10 お客様へのお願い

事業所が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等、お客様の介護に関する重要な書類なので、契約書、重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

事業者 所在地 熊本市東区山ノ内二丁目1-14

法人名 特定非営利活動法人あやの里

理事長 岡元 奈央

私は、本書面に基づいてあやの里居宅介護支援事業所の（職名）

（氏名）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

利用者 住所

氏名

身元保証人 住所

氏名

代理人（選任した場合） 住所

氏名